

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県公報印刷所

(第1号) (第2号) (第3号) (第4号) (第5号) (第6号) (第7号) (第8号) (第9号) (第10号) (第11号) (第12号) (第13号) (第14号) (第15号) (第16号) (第17号) (第18号)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日が休日にあ
たるときは、その
翌日)

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 出納長の補助組織設置規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 知事の権限に関する財務に関する事務の補助執行に関する規程

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「印刷所(第三十五条・第三十六条)」を「印刷(第三十五条・第三十六条)」に、「千代田事務所(第百五十三条・第百五十四条)」を「土地改良事務所(第百五十三条・第百五十四条)」に改める。

第六条第二項の表中

鳥取県庁	鳥取県庁	鳥取県庁
鳥取県庁	鳥取県庁	鳥取県庁
鳥取県庁	鳥取県庁	鳥取県庁

に改める。

鳥取県庁	鳥取県庁
鳥取県庁	鳥取県庁
鳥取県庁	鳥取県庁

第八条企畫書の項に次の二号を加える。

五 青少年問題対策に係る連絡調整に関すること。

六 交通安全対策に係る連絡調整に関すること。

第九条連絡調整財源の項第九号中「各古屋事務所」の下に「の管理事務の総括」を加え、同条同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 陸運事務所に関すること。

第九条広報文書課の項を次のように改める。

広報文書課

一 県政に係る広報に関すること。

二 政府の委託による国の広報に関すること。

三 報道機関との連絡等に関すること。

- 四 市町村等の広報活動の指導連絡に関する事。
 - 五 県政に係る公聴に関する事。
 - 六 陳情、請願、要望等の処理の経路及び所管が明らかでない場合は一部以上にわたるこれらの処理に関する事。
 - 七 県民室に関する事。
 - 八 県内放送に関する事。
 - 九 条例及び規則の公布並びに公定の公表に関する事。
 - 十 条例、規則、告示、訓令、重要又は異例な契約等の審査に関する事。
 - 十一 公益法人に係る事務の経路及び所管が明らかでない場合は一部以上にわたる公益法人に関する事。
 - 十二 官報に掲載する事項の報告に関する事。
 - 十三 官書の收受、発送、審査、保存、記録及び保管に関する事。
 - 十四 公印に関する事。
 - 十五 文書事務に係る指導監督に関する事。
 - 十六 私立学校及び私立各種学校に関する事。
 - 十七 外国人の登録及び協定水住に関する事。
 - 十八 宗教法人に関する事。
 - 十九 自衛官の募集に関する事。
 - 二十 歴史の編纂に関する事。
- 第九条人申請の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条同項第四号中「服務及び給与」を「給与、勤務時間その他の勤務条件」に改め、同号の次に次の一号を加える。
- 五 職員の服務に関する事。

- 第九条職員厚生課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
- 第十号婦人児童課の項中第二号を次のように改める。
- 青少年の保護育成に関する事。
- 第十二号農政企画課の項中第五号を次のように改め、同条同項中第六号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とする。
- 五 地方農林振興局に関する事。
- 第十二号農業経済課の項を次のように改める。
- 農業指導課
- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の育成指導に関する事。
 - 二 農業金融に関する事。
 - 三 農業経営改善に関する事。
 - 四 農業改良の専門技術に関する事。
 - 五 農業改良普及事業に関する事。
 - 六 農村生活改善に関する事。
 - 七 農業災害補償に関する事。
 - 八 試験研究機関技術の総合調整に関する事。
 - 九 農業改良普及所、食品加工研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、振興試験場及び農業講習施設に関する事。
 - 十 土地改良事業所に関する事。

第十八条の表

鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一号及び第二号の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画について調査審議並びに知事に対する報告又は報告に関する事項	全県
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一号及び第二号の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は報告に関する事項	全県
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一号の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的調査審議並びに知事に対する意見具申に関する事項	全県
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一号の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的調査審議並びに知事に対する意見具申に関する事項	全県

を削る。

を削る。

を削る。

第四章第二節第七款を次のように改める。

第七款 削除

第三十五条及び第三十六条 削除

第百八条中「干拓事業所」を「土地改良事業所」に改める。

第百三十二条を次のように改める。

(名称、位置及び管轄区域)

第百三十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十二条第一項の規定により設置された病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和四十一年三月鳥取県条例第十二号)の規定により、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取市病害虫防除所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡

第百三十三条中「(昭和二十五年法律第五十一号)」を削る。

第百三十四条中「次のとおりである。」を「次のとおりとする。」に改め、同条の表を次のように改める。

鳥取県八幡町病害虫防除所	八幡町	八幡町
鳥取県倉吉町病害虫防除所	倉吉市	倉吉市及び東郷郡
鳥取県米子町病害虫防除所	米子市	米子市、境港市及び西郷郡
鳥取県日野町病害虫防除所	日野町	日野町

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取市病害虫防除所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県八幡町病害虫防除所	八幡町	八幡町
鳥取県倉吉町病害虫防除所	倉吉市	倉吉市及び東郷郡
鳥取県米子町病害虫防除所	米子市	米子市、境港市及び西郷郡
鳥取県日野町病害虫防除所	日野町	日野町

鳥取県庁 鳥取県庁第一号 鳥取県庁第二号 鳥取県庁第三号 鳥取県庁第四号 鳥取県庁第五号 鳥取県庁第六号 鳥取県庁第七号 鳥取県庁第八号 鳥取県庁第九号 鳥取県庁第十号 鳥取県庁第十一号 鳥取県庁第十二号 鳥取県庁第十三号 鳥取県庁第十四号 鳥取県庁第十五号 鳥取県庁第十六号 鳥取県庁第十七号 鳥取県庁第十八号 鳥取県庁第十九号 鳥取県庁第二十号 鳥取県庁第二十一号 鳥取県庁第二十二号 鳥取県庁第二十三号 鳥取県庁第二十四号 鳥取県庁第二十五号 鳥取県庁第二十六号 鳥取県庁第二十七号 鳥取県庁第二十八号 鳥取県庁第二十九号 鳥取県庁第三十号 鳥取県庁第三十一号 鳥取県庁第三十二号 鳥取県庁第三十三号 鳥取県庁第三十四号 鳥取県庁第三十五号 鳥取県庁第三十六号 鳥取県庁第三十七号 鳥取県庁第三十八号 鳥取県庁第三十九号 鳥取県庁第四十号 鳥取県庁第四十一号 鳥取県庁第四十二号 鳥取県庁第四十三号 鳥取県庁第四十四号 鳥取県庁第四十五号 鳥取県庁第四十六号 鳥取県庁第四十七号 鳥取県庁第四十八号 鳥取県庁第四十九号 鳥取県庁第五十号 鳥取県庁第五十一号 鳥取県庁第五十二号 鳥取県庁第五十三号 鳥取県庁第五十四号 鳥取県庁第五十五号 鳥取県庁第五十六号 鳥取県庁第五十七号 鳥取県庁第五十八号 鳥取県庁第五十九号 鳥取県庁第六十号 鳥取県庁第六十一号 鳥取県庁第六十二号 鳥取県庁第六十三号 鳥取県庁第六十四号 鳥取県庁第六十五号 鳥取県庁第六十六号 鳥取県庁第六十七号 鳥取県庁第六十八号 鳥取県庁第六十九号 鳥取県庁第七十号 鳥取県庁第七十一号 鳥取県庁第七十二号 鳥取県庁第七十三号 鳥取県庁第七十四号 鳥取県庁第七十五号 鳥取県庁第七十六号 鳥取県庁第七十七号 鳥取県庁第七十八号 鳥取県庁第七十九号 鳥取県庁第八十号 鳥取県庁第八十一号 鳥取県庁第八十二号 鳥取県庁第八十三号 鳥取県庁第八十四号 鳥取県庁第八十五号 鳥取県庁第八十六号 鳥取県庁第八十七号 鳥取県庁第八十八号 鳥取県庁第八十九号 鳥取県庁第九十号 鳥取県庁第九十一号 鳥取県庁第九十二号 鳥取県庁第九十三号 鳥取県庁第九十四号 鳥取県庁第九十五号 鳥取県庁第九十六号 鳥取県庁第九十七号 鳥取県庁第九十八号 鳥取県庁第九十九号 鳥取県庁第一百号

鳥取県第五十九号 土地改良事業所を次のとおり置く。
第十九号 土地改良事業所

表: 鳥取県久米ヶ原土地改良事業所 倉吉市

(分掌事務)

- 第百五十四条 土地改良事業所は、久米ヶ原地区における次の各号に掲げる土地改良事務を分掌する。
一 畑地かんがい事業に関する事。
二 は場整備事業に関する事。
三 開拓パイロット事業に関する事。
第百五十六条 第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(鳥取県公報発行規則の一部改正)
2 鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の第一節を次のように改正する。
第十条中「交付簿により会計課長を経由し鳥取県印刷所に」を「出納室に」に改める。

昭和四十一年四月十五日第三編鳥取県公報

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市東町一丁目

出納長の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年四月一日 鳥取県知事 石 敏 二 朗

鳥取県規則第十五号

出納長の補助組織設置規則の一部を改正する規則
出納長の補助組織設置規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第七号中、「指定代理金融機関」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県規則第四号

知事の権限に関する財務に関する事務の補助執行に関する規程(昭和三十九年三月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「及び処分」の下に「並びに印刷業務」を加え、同条第五号を次のように改める。
五 指定金融機関等に関する事。

附則

この訓令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

昭和四十一年四月十五日第三編鳥取県公報

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行 (当日が休日のときは、その翌日の発行)

訓 令 被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

訓 令

鳥取県訓令第六号

被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十一年四月二十日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(使用期間の伸縮等)

第二条の二 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の規定にかかわらず、被服の使用期間を伸縮し、又は形状を変更することができる。

2 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の規定にかかわらず、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。

3 所属の長は、第一項の規定により被服の使用期間を短縮しようとするときは被服使用期間短縮承認申請書(様式第一号)を、被服の形状を変更しようとするときは被服形状変更承認申請書(様式第二号)を、被服の長に提出してその承認を受けなければならない。
第五条中「様式第一号」を「様式第三号」に改める。
第六条中「様式第二号」を「様式第四号」に改める。
第七条第一項中「様式第三号」を「様式第五号」に改める。
別表を次のように改める。